

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 18 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23531087

研究課題名(和文) 米国の州と市長による教育行政の包摂と学校民営化政策の導入に関する調査研究

研究課題名(英文) State and mayoral control of educational governance and the introduction of school privatization

研究代表者

小松 茂久 (KOMATSU, Shigehisa)

早稲田大学・教育・総合科学学術院・教授

研究者番号：50205506

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円、(間接経費) 1,050,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の着想にいたった背景として、わが国の教育委員会制度の改革をめぐる議論がある。わが国の教育委員会制度の母国であるアメリカの改革動向について、特に市長主導教育改革の要因、実態、成果について検討することを目的として研究を進めた。シカゴやニューヨークなどの大都市では市長がリーダーシップを発揮して教育民営化などの教育改革を進めており、その功罪について一定程度明らかにすることができた。

研究成果の概要(英文)：The major interest of this research resides in the controversy about school boards reform in Japan. Then we need to refer with school boards reform, especially, reasons, realities and effects. And I discussed about them in the United States. Studies about mayoral control of public schools in Chicago and New York are very suggestive and educational privatization reforms are in motion.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：教育統治 市長主導 アメリカ都市教育

## 1. 研究開始当初の背景

米国では連邦 - 州 - 地方学区の三層からなる教育統治システムが歴史的に形成されて今日に至っている。米国における特に都市部の教育課題の解決を目指した教育改革がこれまでも行われていたものの、所期の目的を達していなかったことに端を発し、1980年代までとは異なる新たな教育統治システム構築の必要性が強く認識され、多くの州では地方学区や学区立学校を直接に管理運営する改革動向が顕著となってきた。

2010年前後において全米の約半数の州において学区の直轄管理が法制化(「学校再編法」ないし「学力破産法」とも呼ばれる)され、実際にも19州で49学区が直轄管理されており、これらの数値は今後とも増加することが予測されている。このことは、地方学区の自治的な学校の管理運営を停止させ、州が直接に学区や学校を管理することであり、地方教育統治の抜本的な再編をもたらすこととなる。

米国での州主導の教育統治改革に関しては米国の多くの研究者が着目し、その意義と課題について多様なアプローチを用いつつ研究が積極的に進められている。

以上の全米的な動向に対して、わが国では2001年に制定された連邦法であるNo Child Left Behind Actに代表される連邦政府の教育への関与についての研究などは散見されるものの、州政府主導による教育統治の再編、特に市長による直接的な教育行政の包摂についてはほとんど研究されていない。

## 2. 研究の目的

本研究は、米国の州政府主導による地方学区と学校の直轄管理(take over)の実態と課題を米国教育統治システムの抜本的再編の観点から明らかにし、研究成果を公表することで、わが国の地方教育行財政改革への示唆を得ることを目的とする。

研究代表者は過去数年間、米国都市部における市長の直轄管理について明らかにしてきた。都市政府が独自に教育機能を担うことが、具体的には、市長が従来の教育委員会の機能を包摂することが可能な都市もあるが、多くは州知事、州議会、州教育庁の主導により直轄管理法が制定され、地方教育統治に参入してきている。したがって、地方や都市だけを対象に米国の教育統治の再編を検討するのではなく、州と地方との権限関係の構造と機能の変容に焦点を当てた研究が必須となっている。

このことは、わが国の中央 - 都道府県 - 市町村の間の教育行政権限関係の再検討の際にも貴重な示唆を含んでいる。現在わが国では教育委員会の存在意義が厳しく問われているのは周知の事実であり、わが国の今後の地方教育行政のあり方を検討する際に、教育委員会制度の母国である米国の教育統治改革の動向の分析・検討は必須の作業となる。

## 3. 研究の方法

まず、州直轄管理の実態と課題についての研究成果の収集と検討をおこなう。可能な限り多くの州の直轄管理関連法を分析し、州の独自性と共通性について検討を加えた。また、直轄管理法の制定をもたらした教育統治にかかわる諸アクターとして、各種団体、たとえば、経済団体、学会、市民団体などの意向や活動についても調査し、それがどのように直轄管理法に影響を及ぼしたのかについて考察を加えた。全米教育協会の資料収集と検討も行った。全米の州知事の利益表出機能を担っている全米知事会の設置による全米教育協会の刊行する文献なども検討した。さらには、連邦政府の動向とも関連づけながら文献研究を進めていった。特に、1965年の連邦政府による教育介入の嚆矢となったElementary and Secondary Education Actの再授權であるNo Child Behind Actはアカウントビリティ運動を背景として制定されたものであり重点的に同胞関連文献を検討し批判的検討を加えた。

さらに、米国訪問調査も実施した。(ルイジアナ)州主導地方教育統治改革として注目されるニューオーリンズ市を訪問し、ハリケーンカトリナの襲来後の都市再建の切り札として大多数の公立学校をチャータースクールに転換するというきわめて先進的な改革を行っている同市で、チャータースクール運営組織を訪問しインタビュー調査を行った。

## 4. 研究成果

研究成果は以下の通りである。

市長直轄管理の多様な形態を明らかにし、その多様性が都市の特有の政治構造と密接に関連することを解明し、市長直轄管理の今後の展開可能性について示唆を得ることができた。その際に、20世紀初期の都市教育統治改革の影響と関連づけて分析し、市長中心統治改革の背景と形態の多様性について明らかにできた。

市長に権限を委ねることは結果として教育専門職者としての教育長の権限の弱体化をもたらすこととなる。そのために、教育長職の実態を明らかにするために、同職の設置と発展についてと同時に、教育長自身の属性の特色を明らかにし、キャリア形成における近年の新たな動向について分析を加えた。

さらに、米国教育委員会制度の検討に加えて、地方学区の法制、学区制度の歴史的展開、現行教育委員会の権限と責任、委員会の定数や任期、教育委員の属性、報酬、選出形態・方法と民意の代表性、委員の行動特性、委員の職務従事時間や研修、専門職者との連携等、教育委員会の機能について多角的に考察した。

また、市長主導の教育改革が学校教育に及ぼせる影響や帰結をもたらしているのかに

ついて検討した。首長が教育統治を統制し責任を持つことによって、子どもの学力への影響、導入された「留年政策」の効果性、教育財政の収支構造への影響、教員組合との労使関係などがどのように変容したのかについて分析を加えた。さらに、教育統治の公正性、民主性、専門性の観点からの市長主導教育政策の特質についても考察を行った。

付け加えて、市長主導教育改革の特質を捉えるために、近年において顕著となってきている教育改革としての教育民営化の動向について検討を加えた。特に、学校教育の外部委託に関する理論的課題や実態ならびに影響について検討を行った。この検討は、アメリカ都市部の教育困難校を改革するための新たな教育統治構造の創出につながるか否かを明らかにするための重要な作業であった。具体的には、教育における民営化の概念整理、1990年代半ば以降の学部委託の概要の理解、外部委託先である営利・非営利の教育管理組織（EMO）の実態と課題、外部委託の是非に関する実態と理論の検討、公設民営学校の今後の展開可能性、などについて考察を加えた。

以上の研究成果は、今後の課題を明瞭化することにも連なった。つまり、教育民営化政策がいかなる首長のリーダーシップの下に、いかなる政治過程を経て導入されていったのかに関する研究こそ今後の重要な研究課題であると確信することができた。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 6 件)

小松 茂久、アメリカにおける教育民営化と教育統治 - 学校教育の外部委託を中心に -、『早稲田大学教育行財政研究集録』(早稲田大学大学院教育学研究科教育行財政研究室)第9号、査読無、2014、1-26

小松 茂久、シカゴにおける市長主導教育改革の効果性に関する検討 - 教育成果と教育統治への影響を中心に -、『早稲田大学教育学研究科紀要』第23号、査読無、2013、35-50

小松 茂久、シカゴの市長主導教育改革の導入に関する一考察 - ニュー・アカウンタビリティ政策との関連を中心に -、『早稲田大学教育行財政研究集録』(早稲田大学大学院教育学研究科教育行財政研究室)第8号、査読無、2013、5-18

小松 茂久、アメリカ現代地方教育統治の再編と課題 - 教育委員会制度の理念と実態を中心に -、『早稲田教育評論』第26巻第1号、査読無、2012、1-20

小松 茂久、アメリカ現代地方教育統治の再編と課題 - 教育長職の理念と実態を中心に -、『早稲田大学教育学研究科紀要』第22号、査読無、2012、91-105

小松 茂久、アメリカ地方教育統治における市長直轄管理の形態に関する考察 - 市長と教育委員会の権限関係を中心に -、『早稲田大学教育行財政研究集録』(早稲田大学大学院教育学研究科教育行財政研究室)第7号、査読無、2012、5-30

〔学会発表〕(計 2 件)

小松 茂久、アメリカの首長による教育行政の takeover、2012年10月28日、日本教育行政学会公開シンポジウム 首長主導教育政策と教育委員会制度・首長の教育行政に対する影響力の検討

小松 茂久、シカゴにおける市長主導教育改革の効果性に関する検討 - 教育成果と教育統治への影響を中心に -、2012年9月15日、関西教育行政学会2012年度9月例会

〔図書〕(計 1 件)

小松 茂久、アメリカにおける首長による教育行政の takeover、日本教育行政学会研究推進委員会編『首長主導改革と教育委員会制度 - 現代日本における教育と政治 -』福村出版、査読無、2014、156-172

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

小松 茂久 (KOMATSU Shigehisa)

早稲田大学・教育・総合科学学術院・教授  
研究者番号：50205506

(2)研究分担者 ( )

研究者番号：

(3)連携研究者 ( )

研究者番号：